

伊 勢 市 公 報

第 121 号
平成 22 年 11 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○ 地籍調査の実施について	6
○ 道路の供用開始について	7
○ 伊勢市保育所保育料の収納に関する業務の委託について	8
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	10
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	11
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	12
上下水道告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者指定について	13
公 告	
○ 農用地利用集積計画	14
○ 犬の抑留について	15
○ 犬の抑留について	16
○ 公示送達	17
公 表	
○ 伊勢市職員措置請求書に基づく監査結果について	18

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 11 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 38 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「第 1 項又は」を「第 1 項若しくは」に改め、「第 158 条の 2 第 1 項」の次に「又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 4 項」を加える。

別表健康福祉部の部こども課の項中「保育係長 こども育成係長」を「こども課員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 11 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第39号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表出納員印の項中 「

こども課長	4
-------	---

」 を 「

こども課長	16
-------	----

」 に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

伊勢市告示第87号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成22年11月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が公示された年月日
平成22年10月26日
- 2 調査を実施する者の名称
伊勢市
- 3 調査地域
岩淵2（岩淵2丁目）
- 4 調査期間
平成22年11月2日から平成23年3月31日

伊勢市告示第 88 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 22 年 11 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
高向 21 号線	伊勢市御菌町高向字置土 895 番 1 地先から 伊勢市御菌町高向字置土 942 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 22 年 11 月 10 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 89 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 4 項の規定に基づき、伊勢市保育所保育料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 44 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 11 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
伊勢市大湊町 1080 番地 1	大湊保育園
伊勢市一色町 1316 番地	一色保育園
伊勢市村松町 143 番地	村松保育園
伊勢市船江 3 丁目 11 番 43 号	船江保育園
伊勢市常磐町 74 番地 5	たけのこ保育園
伊勢市岡本 1 丁目 2 番 33 号	マリア保育園
伊勢市東大淀町 2 番地 12	東大淀保育園
伊勢市磯町 1736 番地	豊浜西保育所
伊勢市矢持町 426 番地	みどり保育園
伊勢市有滝町 2102 番地 55	有滝保育園
伊勢市中須町 416 番地 43	中須保育園
伊勢市佐八町 728 番地 2	佐八保育園

伊勢市旭町 348 番地	みややま保育園
伊勢市勢田町 642 番地 3	なかよし保育所
伊勢市小俣町元町 569 番地	えがお保育園
伊勢市小俣町新村 558 番地 20	あけの保育園

2 委託期間

平成 22 年 12 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 11 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 22 年 11 月 10 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成 22 年 11 月 17 日（水）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 26 号 平成 23 年度伊勢市立小中学校教職員人事異動方針案について
 - 議案第 27 号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について
 - 議案第 28 号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について
 - 議案第 29 号 平成 22 年度補正予算（第 5 号）について

伊勢市選管告示第 69 号

平成 22 年 12 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 11 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 12 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選管告示第 70 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 11 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 12 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)

伊勢市上下水道事業告示第 36 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 22 年 11 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
308	殿本設備工業 株式会社	松阪市船江町 826 番地 3	平成 22 年 11 月 8 日

伊勢市公告第 68 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 69 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 11 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 二見町西	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	首輪（茶）鎖付き

2 抑留した日 平成 22 年 11 月 2 日

3 抑留期限 平成 22 年 11 月 10 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 70 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 11 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 二見町三津	雑種	茶黒	雄	大	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 22 年 11 月 4 日

3 抑留期限 平成 22 年 11 月 11 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 71 号

公 示 送 達

下記の者の平成 22 年度国民健康保険料納入通知書兼変更通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 11 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
北村 明久	西豊浜町 5432 番地 4	0031994
貝塚 功洋	曾祢 2 丁目 5 番 8 号 シャトーナツヤマ 609	0163045
平野 義治	上野町 322 番地 9	0991857

伊勢市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成22年11月12日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	上田	修一

22 監 第 276 号
平成 22 年 11 月 12 日

請 求 人 様
請 求 人 様

伊勢市監査委員 鈴木 一 博
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 上 田 修 一

伊勢市職員措置請求書に基づく監査結果について（通知）

平成 22 年 9 月 15 日付け、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市
氏 名 請 求 人
住 所 伊勢市
氏 名 請 求 人

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 22 年 9 月 15 日である。

3 請求の内容（原文のまま）

伊勢市は、宇治山田港旅客ターミナル施設整備費 6 億 3,470 万 3,972 円を費やして建設した浮棧橋が国土交通省令の基準に適合せず安全性に問題があり使用できないようになっている状態であるが、これを修繕するには 1,807 万円の修繕費をかければ国土交通省令の安全性基準に適合させ使用することができるのに、この修繕を行うことなく施設を一度も使用せずに、今年度中に 8,817 万 5 千円（予算ベース）の多額な費用をかけて、この施設を破壊撤去す

ることは市の財産管理又は処分に違法があり不当である。

請求人は、平成 22 年 6 月議会に市長から提出され、議会において議決された補正予算のうち「宇治山田港旅客ターミナル撤去関連予算」の執行停止と同議会議案 62 号「伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例（平成 19 年伊勢市条例第 39 号）の廃止」について無効の請求を行う。

（請求の理由）

「宇治山田港旅客ターミナル」は伊勢市の平成 22 年 5 月に策定された「伊勢市都市マスタープラン」のなかで「伊勢湾海上交通軸」にも位置づけられた主要な施設であり「中部国際空港とのアクセス」を契機に計画立案されたものである。

この施設が市長による「虚偽」の資料により、議会に提案され撤去されようとしているので地方自治法第 242 条に規定されている住民監査請求により「違法および不当な行為」として「公金の支出、財産の管理」の理由により住民監査請求を行うものである。

1. 伊勢市は宇治山田港旅客ターミナルを撤去することにより 6 億 3,470 万 3,972 円で建設した財産の損失を生じる。
2. 宇治山田港旅客ターミナル撤去を決定したがその決定の過程において市のホームページ、住民懇談会、議会への説明資料（経費試算）において不要な費用を計上、また、住民懇談会、議会においての質疑・答弁において「虚偽」の内容の回答を行うなどし、住民、議会に対して撤去の同意を求め、もって市費の支出を図り、宇治山田港旅客ターミナルを撤去すると決定したことは住民監査請求の「違法および不当な行為」にあたる。

市長は撤去する理由として平成 22 年 3 月議会の所信表明で撤去することを表明し、また、その後、平成 22 年 6 月議会の補正予算で撤去費用および合併特例債の償還、伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例の廃止を上程したが、本会議の質疑、一般質問、また、関連の常任委員会に於いても 485,295,280 円の損失を生じさせる明確な撤去理由を示すことがなく、主な理由として「市が維持管理を行う場合には何らかの事業を行う必要がある」「航路浚渫の費用が必要となる」など陳べるにとどまり、平成 29 年度末まで継続せずに、平成 22 年度中に撤去するとした。

3. 市長は市内各中学校区単位における住民懇談会において沼木中学校区他数箇所の会場において「海上アクセス事業費の比較(平成 22 年～29 年)」の質問の回答の中で「虚偽の事実」の説明を行い参加した市民に判断を誤らせようとした。この事は市長の違法および不当行為に当たる。

4 監査請求の趣旨

伊勢市職員措置請求書及び事実証明書に記載されている事項並びに請求人の陳述内容を勘案して監査請求の趣旨を次のとおり理解した。

- (1) 市長は、伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設（以下「ターミナル施設」という。）の撤去を実施しようとしているが、一度も使わないまま使用可能な施設を撤去することは、次の理由から不当に財産の処分を行うものであり、違法な公金の支出である。

市長に対しターミナル施設の撤去及び撤去費用の支払いの差止めを求める。

(理由)

ア ターミナル施設は6億3,470万3,972円を費やして建設されたものであり、これを使用することなく撤去するのは違法及び不当である。

イ 撤去が決定された経緯の中で、施設を存続させる場合の維持管理費用と撤去する場合の費用との比較において、維持管理費用に市が負担する必要のないものを含め、これらの資料に基づいて産業建設委員協議会や議会、市民懇談会で説明したのは違法及び不当である。

- (2) 議案第62号「伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例（平成19年伊勢市条例第39号）を廃止する条例」を無効にすることを求める。

※ なお、請求人が、485,295,280円の損失を生じさせると主張していることについては、348,495,280円と理解した。

5 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備していると認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) ターミナル施設撤去費用の議決に至る過程で裁量権の逸脱や濫用があるか否かについて
- (2) ターミナル施設の撤去は、市の財産管理又は処分において地方財政法第8条に違反し、違法及び不当であるか否かについて

なお、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は、財務会計上の行為又は怠る事実に限られることから、議案第62号「伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例を廃止する条例」の無効請求については、監査の対象から除外した。

2 監査対象部局

情報戦略局、都市整備部を監査対象部局とし、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 22 年 10 月 8 日関係職員の事情聴取を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 22 年 10 月 5 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において請求の趣旨の補足説明を行い、新たな証拠を提出した。

請求人の陳述の趣旨は次のとおりである。

- (1) 合併特例債事業について地方交付税措置がなされ、自治体の収入となるのに、それに対して各中学校単位で行われた市民懇談会、議会において「浚渫費の計上」、「追加事業の計上」など虚偽の理由をつけ回答を行って市民及び議会に対して判断を誤らせるように仕向け、市の財政に損失を発生させようとしたことは法に違反する。
- (2) ターミナル施設について、地方財政法第 8 条に規定された「財産の管理運用」のための努力をした形跡が見られないばかりか、ターミナル施設の撤去廃止に向けての行動しか取らなかった。
また、ターミナル施設の土地所有者に対して契約書にある「中部国際空港へのアクセスを目的とする」という条件を変更する交渉を一度も行わなかった。

第 3 暫定的停止勧告

本件請求では、ターミナル施設撤去関連予算の執行停止を求められたため、暫定的停止勧告の必要性を慎重に検討した。

法第 242 条第 3 項では、「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるとき」と規定されている。

本件予算は、適法な手続を経て予算措置されたものであり、また、事業内容等について違法であると思料するに足りる相当な理由がなく、当該行為によって被る回復困難な損害を避けるための緊急の必要があるとはいえないことから暫定的停止の勧告は行わないものとした。

第 4 事実関係の確認及び判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件に関する経緯は次のとおりである。

	年月日	内 容
1	平成 18 年 10 月 3 日	A株式会社から「伊勢市～中部国際空港(セントレア)航路に使用する伊勢市旅客ターミナルの建設駐車場の設備・浮き桟橋の設置・船舶給油施設の要望書」が提出される
2	平成 18 年 12 月 4 日	産業建設委員協議会でA株式会社からアクセス航路への進出の意向が要望書とともに提出されたことを報告
3	平成 18 年 12 月 15 日	海上アクセス事業についてA株式会社との基本合意書締結
4	平成 18 年 12 月 25 日	伊勢湾海上アクセス推進事業に関する平成 18 年度補正予算(歳出) 372,001,000 円議決 市町村合併特例事業債(海上アクセス分)に関する平成 18 年度補正予算(歳入) 351,800,000 円議決
5	平成 19 年 3 月 26 日	伊勢湾海上アクセス推進事業に関する平成 19 年度当初予算 276,696,000 円議決
6	平成 19 年 7 月 13 日	海上アクセス周辺泊地浚渫工事着手
7	平成 19 年 10 月 1 日	A株式会社等と基本協定締結
8	平成 19 年 10 月 1 日	海上アクセス用地賃貸借契約 契約期間:30年間、10年を経過した後は、伊勢市の都合により契約を解除することができる。 賃借料:年額 12,313,440 円
9	平成 19 年 11 月 9 日	海上アクセス周辺施設整備工事、旅客ターミナル建築工事、機械設備工事、電気施設整備工事着手
10	平成 19 年 12 月 28 日	海上アクセス係留施設整備工事着手
11	平成 20 年 2 月 13 日	A株式会社から「採算について、原油高騰も重なり予想以上に厳しい状況が明確になった為」と運航断念の申出あり。
12	平成 20 年 3 月 3 日	3月市議会定例会で、市長が半年の間で運航事業者を探したい旨を報告
13	平成 20 年 3 月 6 日	三重県知事が記者会見で、中部国際空港への伊勢ルートに対する県の支援は対象外であることを表明
14	平成 20 年 3 月 21 日	伊勢湾海上アクセス推進事業に関する平成 20 年度当初予算 19,734,000 円議決
15	平成 20 年 4 月 15 日	ターミナル施設完成
16	平成 20 年 9 月 10 日	9月市議会定例会で、市長が新たな運航事業者を開拓できなかったことに対して政治的責任を表明
17	平成 20 年 10 月 3 日	9月市議会定例会で、議員発議による「伊勢湾海上アクセス推進事業の今後の扱いに関する決議」が決議される。 決議内容「さらなる税金の投入を伴う中部国際空港への運航事業は望まない。今後ターミナル施設の利

		活用について抜本の見直しを視野に入れた検討を求めること」
18	平成 21 年 1 月 15 日	台船の製造年月日等詳細な記録がない旨の記事が初めて新聞報道される。
19	平成 21 年 2 月 25 日	3 月市議会定例会で、中部国際空港との航路凍結の報告
20	平成 21 年 3 月 5 日	三重県から 3 月 5 日付け「宇治山田港海上アクセスに係る浮き桟橋の使用停止について」指示文書收受
21	平成 21 年 3 月 19 日	宇治山田港旅客ターミナル施設の維持管理等に関する平成 21 年度当初予算 18,748,000 円議決
22	平成 21 年 3 月 19 日	安全性を確認するための経費として、宇治山田港係留施設調査・設計検討業務委託料の平成 20 年度補正予算 8,043,000 円を議決
23	平成 21 年 10 月 7 日	市長が伊勢湾海上アクセス推進事業について、民意を問うため辞任
24	平成 21 年 10 月 28 日	産業建設委員協議会で、係留施設設計検討業務の結果を報告（安全性に課題、修繕等必要）
25	平成 21 年 11 月 25 日	新市長記者会見（平成 21 年 11 月 16 日就任） 中部国際空港との航路の中止を表明
26	平成 21 年 12 月 15 日	12 月市議会定例会で、市長が「海上アクセス事業は中止。ターミナル施設は譲渡・売却、有効活用、撤去でそれぞれの課題を整理し方向性を決めたい」と表明
27	平成 21 年 12 月 15 日	平成 21 年度第 15 回経営戦略会議 経費試算の中間経過及び伊勢市宇治山田港旅客ターミナル庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）の設置の報告
28	平成 22 年 1 月 7 日	海上アクセス推進事業に係る占用等について三重県と協議
29	平成 22 年 1 月 18 日	平成 21 年度第 1 回庁内検討会議 費用比較資料及び三重県との調整検討
30	平成 22 年 2 月 2 日	平成 21 年度第 2 回庁内検討会議 費用比較資料及び市民懇談会開催の検討
31	平成 22 年 2 月 2 日	平成 21 年度第 18 回経営戦略会議 経費試算資料の報告
32	平成 22 年 2 月 12 日	産業建設委員協議会で、ターミナル施設について、今後の経費の試算と課題を報告
33	平成 22 年 2 月 25 日	平成 21 年度第 3 回庁内検討会議 費用比較資料の修正及びスケジュールの検討
34	平成 22 年 3 月 1 日	「宇治山田港旅客ターミナル施設について」として経費を修正した資料を議員に配布
35	平成 22 年 3 月 3 日	3 月市議会定例会で、市長が所信でターミナル施設を撤去したい旨を表明
36	平成 22 年 3 月 17 日	産業建設委員協議会で、市民懇談会の日程を発表
37	平成 22 年 3 月 24 日	宇治山田港旅客ターミナル施設の維持管理等に関する平成 22 年度当初予算 21,307,000 円議決

38	平成 22 年 4 月 6 日～ 平成 22 年 4 月 28 日	ターミナル施設についての市民懇談会開催（倉田山中 学校区他 11 中学校区）
39	平成 22 年 5 月 14 日	平成 22 年度第 1 回庁内検討会議 市民懇談会結果の 確認及びターミナル施設の方向性及び今後の対応に ついて検討
40	平成 22 年 5 月 17 日	平成 22 年度第 4 回経営戦略会議 市民懇談会の結果 を報告
41	平成 22 年 5 月 24 日	産業建設委員協議会で、市民懇談会の結果を報告
42	平成 22 年 6 月 1 日	平成 22 年度第 2 回庁内検討会議 ターミナル施設の 方向性及び市民懇談会開催結果の情報公開について 検討
43	平成 22 年 7 月 14 日	6 月市議会定例会において、ターミナル施設撤去経費 88,175,000 円及び建設時の借入金の一括繰り上げ償 還に要する経費 524,914,000 円の補正予算議決 伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例（平成 19 年伊 勢市条例第 39 号）を廃止する条例議決
44	平成 22 年 7 月 20 日	平成 22 年度第 3 回庁内検討会議 関係機関との協 議・調整及び撤去工事の進め方等検討
45	平成 22 年 8 月 9 日	平成 22 年度第 4 回庁内検討会議 浮棧橋の取扱い及 び地権者との協議等検討
46	平成 22 年 8 月 31 日	産業建設委員協議会で、浮棧橋の売払い、ターミナル 施設の庁内再利用及び関係者との調整・協議について 報告
47	平成 22 年 9 月 15 日	平成 22 年度第 5 回庁内検討会議 浮棧橋の売払いに ついて等検討
48	平成 22 年 9 月 30 日	ターミナル施設の廃止に伴う合併特例債の一部繰上 償還（562,407,000 円）

（2）ターミナル施設撤去の経過について

ア 海上アクセス事業の中止の表明とターミナル施設撤去の決定について

市長は、平成 21 年 11 月 25 日の記者会見において、中部国際空港との航路
の中止を表明した。

そして、同年 12 月 15 日の 12 月市議会定例会において「海上アクセス事業
の今後については、担当課に改めて正確な試算を指示している。海上アクセス
事業は中止をするが、ターミナル施設の今後の方向性については、できる限り
市民の負担を少なくする形をとっていきたい。」と所信を表明した。また、一
般質問に対して、「撤去、有効活用、譲渡等でそれぞれの課題を整理し方向性
を決めたい。」との旨答弁している。

その後、平成 22 年 3 月 3 日の 3 月市議会定例会において、現時点での考え
方としてターミナル施設撤去の方針と所信を表明し、一般質問に対して「ター
ミナル施設の今後の取り扱いについて、市民と情報を共有するとともに意見を
伺うため、市内中学校区単位で市民懇談会を開催する予定である。」旨答弁した。

同年4月に市内中学校区でターミナル施設についての市民懇談会を開催し、同年6月1日の平成22年度第2回庁内検討会議で、撤去という方向でターミナル施設撤去のための補正予算、ターミナル条例廃止のための条例議案の提出及び市町村合併特例事業債（海上アクセス分）（以下「合併特例債」という。）の一括償還が確認された。

同年6月市議会定例会において上記が提案され、いずれも賛成多数で可決された。

イ 議会への説明等について

市長は、平成22年3月3日開会の3月市議会定例会の所信表明で「ターミナル施設を撤去したい。」旨表明し、「4月に中学校区単位で市民の方と意見交換する場所を設定し意見を聴くこと、その後、市としての意見をまとめ、6月市議会定例会で報告したい。」旨答弁している。

市長は、この議会において平成22年2月12日の産業建設委員協議会で報告した「海上アクセス事業にかかる経費の試算」について「市の直営で維持管理を行っていく場合の試算については、今後新たな事業を実施していくにあたって別途経費が必要となること、また、いずれかはターミナル施設を取り壊す時期が来ること、さらに船舶を使った事業を実施していく場合には船舶の安全航行を保障することとして、航路の浚渫が必要となる場合があり、これらの数値をあらわしてないことから、いわば最小値に近い経費であること、事業を中止し、施設を撤去する場合の試算は最大値に近い数値であること」と、また、「同産業建設委員協議会の中での意見を反映させ、市が直営で維持管理を行いながら事業を行う場合を新たに設定し、市が直営で維持管理を行う場合で試算したものに、旅行企画商品を作るための経費と施設の取り壊しのための経費、航路を浚渫するための経費を上乗せしたものを2月26日付けの資料とし配布したこと」を答弁している。

市長は、平成22年6月の市議会定例会で、海上アクセス事業については、終焉の方向を示すことで、新たな伊勢市へと一歩を踏み出したいとして、ターミナル施設の撤去及び建設時の借入れ金の一括繰上げ償還に要する経費について計上したことを表明している。

ウ 市民懇談会について

市民懇談会は、平成22年1月18日の平成21年度第1回庁内検討会議で、市民の意見を聴きそれを踏まえたうえで最終的な判断をすることを目的に開催することが確認され、3月の市議会定例会で開催を決定し、市民に対しては広報いせ4月号、ホームページ、ケーブルテレビ文字放送、平成22年4月放送のケーブルテレビ行政番組の特集により周知された。

同年4月6日から同月28日まで、市内12ヶ所中学校区単位で市民懇談会を

開催し、市長、副市長、都市整備部長、交通政策課長等が出席した。

市民懇談会では「海上アクセス事業にかかる経費の試算と課題」と「海上アクセス事業の経緯」の資料が配布され、ターミナル施設の方向性について資料に基づき市長が説明し、その後、質疑応答がなされた。

なお、各会場での詳細なやり取りを記録した内容等を基に分類した集計結果は第4の1(4)のとおりである。

また、同年6月1日の平成22年度第2回庁内検討会議で、主な意見として「基本的には懇談会場の雰囲気で行くと、8割近い人数が撤去という意見でまとまっていたと思う。」、「懇談会では、やはり撤去という意見が多かった。」などと述べられている。

(3) 経費の試算について

平成22年1月18日の平成21年度第1回庁内検討会議で、平成29年度までと平成39年度までの経費について、A案「市が直営で維持管理を行う場合」(以下「A案」という。)、B案「21年度で施設を撤去する場合」(以下「B案」という。)、C案「事業継続で運行事業者への運営支援を行わない」(以下「C案」という。)の3パターンで試算を行った。

同年2月2日の平成21年度第2回庁内検討会議で、同月12日の産業建設委員協議会へ報告する資料の内容を協議し、「海上アクセスは進めない」という方向性が決定しているため、C案の試算は必要ないとして、A案・B案を報告することとなった。

産業建設委員協議会で経費の試算を説明したところ、資料の作り込みについての意見があったことに伴い、同月25日に開催された平成21年度第3回庁内検討会議で、「A'案として市が直営で維持管理を行うと共に事業を行う場合(以下「A'案」という。)を追加すること。A'案に事業を行う場合の運営費36,800,000円と船舶を安全運航するための浚渫を市が行う場合として想定した経費500,000,000円を見込むこと。ターミナル施設撤去にかかる経費はいずれの時期には必要ではないかとの意見を考慮して全ての案に撤去費81,100,000円を計上すること。」が決定され、試算の資料については、平成22年3月市議会定例会までに市議会議員への配布とホームページへの掲載の準備をすることが協議された。

ア 平成 22 年 2 月 12 日開催の産業建設委員協議会に提出された資料について
経費比較の試算は次のとおりである。

(単位：円)

経費の期間		平成 21 年度まで の経費	平成 22～29 年度 の経費	平成 22～39 年度 の経費
A 案	市が直営で維持管理を行う場合	87,467,558	402,255,790	617,450,190
B 案	21 年度で事業中止を決定し 22 年度で施設を撤去する場合	87,467,558	816,651,070	816,651,070

イ 平成 22 年 3 月 1 日に市議会議員に配布及び同月 2 日にホームページで掲載された同年 2 月 26 日付けの資料について
経費比較の試算は次のとおりである。

(単位：円)

経費の期間		平成 21 年度まで の経費	平成 22～29 年度 の経費	平成 22～39 年度 の経費
A 案	市が直営でターミナル施設の維持管理を行う場合	87,467,558	483,355,790	698,550,190
A' 案	市が直営でターミナル施設の維持管理を行うと共に事業を行う場合	87,467,558	1,020,155,790	1,281,350,190
B 案	21 年度で事業中止を決定し 22 年度で施設を撤去する場合	87,467,558	816,651,070	816,651,070

ウ 市民懇談会に提出された資料について

市は、平成 22 年 4 月に市内各中学校区単位で開催した市民懇談会での資料には、イにおける表の項目を①②③と表記し、平成 22 年度～29 年度の経費の数値を単位未満で切り捨てたものを載せている。

(単位：万円)

経費の期間		平成 21 年度まで の経費	平成 22～29 年度 の経費	平成 22～39 年度 の経費
①	維持管理		48,335	
②	維持管理+事業		102,015	
③	中止・撤去		81,665	

(4) 市民懇談会の結果について

市は、平成 22 年 5 月 24 日に産業建設委員協議会で「宇治山田港旅客ターミナル施設についての市民懇談会開催結果報告書（以下「報告書」という。）」を報告するとともに、同年 6 月 8 日にホームページに掲載している。

これによると、総参加者数は 508 名で発言のあった市民のうち撤去に賛成という意見は 47 名、もう少し時間をかけて検討するべきという意見が 9 名、撤去に反対し、有効活用を図るべきという意見が 25 名である。

なお、この分類は各会場でのターミナル施設をどうすべきかについての発

言者の意見を主催者側が分類したもので、各会場で賛否をとった結果ではないことから個人の思いと若干異なる分類となっていることも考えられること、また、意見に対する賛同の拍手等は含んでいないことも併せて報告している。

(5) 浚渫の要望等の経緯について

年月日		内 容
1	平成 19 年 7 月 13 日～ 平成 19 年 10 月 25 日	船舶停泊地・宇治山田港航路の一部浚渫工事を市が施行する。 工 事 費：71,511,000 円（工事費按分による） 浚渫面積：7,548 m ² 浚渫土量：15,410 m ³
2	平成 20 年 3 月 5 日	伊勢湾漁業協同組合からの要望書を受け「宇治山田港湾の浚渫及び灯浮標の設置要望について（副申）」を三重県に提出する。
3	平成 20 年 3 月 14 日	三重県から平成 20 年 3 月 12 日付け「宇治山田港の浚渫及び灯浮標の設置要望について（回答）」文書を収受する。 回答：要望の内容は財政状況等を踏まえ、今後の対応について検討していくとのこと
4	平成 20 年 7 月 8 日	三重県に対して宇治山田港湾の浚渫を依頼する。
5	平成 20 年 7 月 24 日	三重県知事に直接、宇治山田港の浚渫を要望するが、口頭で県としても事業費が厳しいという回答であった。
6	平成 20 年 8 月 21 日	宇治山田港湾における航路及び泊地の浚渫及び航路標識の設置について、平成 21 年度県単港湾関係予算要求で三重県に要望する。
7	平成 21 年 1 月 22 日	伊勢湾漁業協同組合からの要望書を受け「宇治山田港の浚渫について（副申）」を三重県に提出する。
8	平成 21 年 7 月 30 日	宇治山田港湾における航路及び泊地の浚渫及び航路標識の設置について、平成 22 年度県単港湾関係予算要求で三重県に要望する。
9	平成 22 年 2 月 12 日	産業建設委員協議会で、「事業を継続する場合には、どの時期かはわからないが浚渫は必要となってくる。航路の浚渫については、本来の港湾管理者である三重県に実施していただきたいが、難しい状況であり、また、泊地の浚渫については市で行うことが求められる。」と報告している。
10	平成 22 年 3 月 9 日	3 月市議会定例会で一般質問に対し「航路の浚渫については、本来、港湾管理者である三重県が行うべきものであることは十分理解をして

		いるが、これまでの話の中では三重県に予定がないことから市が実施することを想定し、試算をした。」と答弁している。
11	平成 22 年 8 月 16 日	宇治山田港湾における航路及び泊地の浚渫及び航路標識の設置について、平成 23 年度県単港湾関係予算要求で三重県に要望する。

(6) 浮棧橋及び連絡橋の占用許可期間について

平成 21 年 3 月 10 日付けで三重県に対して、浮棧橋が「港湾の施設の技術上の基準」に基づいているかの性能照査等を行うにあたり、工事期間を延長する必要が生じ、占用期間を延長する必要が生じたとして同意行為等変更協議書を提出し、同月 18 日付けで平成 22 年 3 月 31 日までの占用同意が下りる。

平成 22 年 1 月 7 日、占用期間満了に伴い、三重県と海上アクセス事業等に係る占用等の期間延長について協議を行い、同年 2 月 12 日産業建設委員協議会で、「占用期間が切れることについては、三重県から修繕及び撤去の方向性を決めるよう指示を受けている。」と答弁する。

同年 3 月 15 日付けで三重県に対して、宇治山田港旅客ターミナル係留施設橋撤去工事を目的として宇治山田港湾占用協議書を提出し、同月 30 日付けで平成 23 年 3 月 31 日までの占用同意が下りる。

(7) 地権者との交渉について

平成 22 年 3 月市議会定例会で、「地権者に 3 つの方法の中の撤収ということについて協議、報告したか」との一般質問に対して、同年 2 月 25 日に地権者を訪問し、市長は撤収の意向であること、議会や市民の意見を参考にして最終的に判断をするので、その時点での協議を依頼した旨答弁している。

平成 22 年 5 月 14 日の平成 22 年度第 1 回庁内検討会議で、協力事業者等への状況報告は同月 24 日以降に行くことが確認される。

同年 6 月 15 日市長他が、地権者に 6 月市議会定例会でターミナル施設の撤去費用を計上したことを報告する。

同年 7 月 15 日市長他が、地権者に 6 月市議会定例会でターミナル施設の撤去の予算が認められたことを報告する。

(8) 合併特例債について

ア 合併特例債の予算の経緯

平成 18 年 12 月 25 日に合併特例債に関する平成 18 年度補正予算 351,800,000 円が議決される。

また、平成 19 年 3 月 26 日に平成 19 年度当初予算 245,600,000 円が議決され、平成 20 年 3 月 21 日に補正予算 5,300,000 円が議決されている。

イ 合併特例債の借入れと償還の経緯

市債は事業が確定し支出済みになった時点で借入れを行うことになっている。平成 18 年度予算額 351,800,000 円については、工事途中との理由により全額を平成 19 年度へ繰越し、平成 20 年 3 月 28 日に全額の借入れを行っている。

また、平成 19 年度予算額 250,900,000 円については、工事完了により確定した金額 248,100,000 円を平成 20 年 5 月 29 日に借入れしている。

平成 22 年 5 月 14 日の平成 22 年度第 1 回庁内検討会議で、市民懇談会の経過を踏まえ、ターミナル施設の撤去及び条例廃止の方向性が決定されたため、合併特例債の返済方法については関係機関と調整することが確認され、同年 5 月 24 日産業建設委員協議会において上記を報告し、同年 6 月 1 日の平成 22 年度第 2 回庁内検討会議で利息軽減のため一括繰上償還をすることとして進めていくことが確認された。同年 7 月 14 日の 6 月市議会定例会において、建設時の借入金元金 599,900,000 円のうち平成 22 年度定期償還分 74,986,000 円（平成 22 年度当初予算にて議決）を除いた借入金元金 524,914,000 円（平成 23 年度以降の償還元金）を一括繰上償還に要する経費として補正予算の議決がされている。

なお、同年 9 月 30 日は定期償還日であり、償還表に基づき元金 37,493,000 円、利息 3,858,790 円とターミナル施設の廃止に伴う合併特例債の繰上償還元金 562,407,000 円の合計 603,758,790 円が償還されている。

2 請求人の主張と関係部局の説明

(1) 浮棧橋の修繕について

請求人は、浮棧橋が国土交通省令の基準に適合せず、安全性に問題があり使用できない状態であるが、18,070,000 円の修繕費をかければ国土交通省令の安全性基準に適合させることができると主張している。

これについて都市整備部は、浮棧橋については、修繕を行うことで国土交通省令の基準に適合できると述べている。

しかし、浮棧橋の修繕にかかる費用は、修繕工事の経費が 18,070,000 円、修繕工事のための詳細設計費として 5,812,000 円で計 23,882,000 円、さらに屋根等の修繕工事費は 2,415,000 円かかると説明している。

(2) ターミナル施設の撤去の違法性及び不当性について

請求人は、修繕を行うことなく一度も使用せずに、88,175,000 円（予算ベース）をかけて撤去するのは、市の財産管理又は処分に違法があり不当であると主張している。

これについて都市整備部は、本件は、地方財政法第 8 条及び地方自治法 237 条の規定に違反していないので、市の財産管理又は処分は違法及び不当には

当たらないと述べている。

また、撤去を決定するに至った理由として、当初の事業計画が頓挫した後、所期の目的を達成するために新たな運航事業者の開拓を行ったが、市の財政負担なしに伊勢航路の運航を行う事業者がなく、今後も所期の事業効果を見込める事業者を見つけることは難しいとの判断をしたこと。その一方でターミナル施設の活用策についても検討を行ったが、法的な制限もあり、事業効果の高い事業を見つけることはできなかったことにより、修繕をせずに撤去をするに至ったと説明している。

(3) ターミナル施設の撤去による財産の損失について

請求人は、「ターミナル施設を撤去することは634,703,972円を費やして建設した財産の損失である。」と主張している。

これについて都市整備部は、当初の目的から外れ、無理に事業を進めることは、所期の事業効果が見込めない中で、更なる財政負担を重ねていく可能性が高いと判断したと述べている。

(4) ターミナル施設の撤去の理由について

請求人は、平成22年6月市議会定例会に補正予算を上程したが、本会議の質疑、一般質問、関連の常任委員会で348,495,280円の損失が生じる明確な撤去理由を示すことがなかったと主張している。

これについて都市整備部は、ターミナル施設の撤去の理由は示していると認識していると述べている。

(5) 市民懇談会について

請求人は、「市長は市民懇談会で《海上アクセス事業費の比較(平成22年度～29年度)》の質問に対する回答の中で虚偽の事実の説明を行い、参加した市民の判断を誤らせようとした。」と主張している。

これについて都市整備部は、虚偽の事実の説明を行い、参加した市民の判断を誤らせようとしたことはないと述べている。

(6) 平成22年2月12日の産業建設委員協議会における資料について

請求人は、平成22年度～29年度の経費試算の内、「事業実施に伴う経費」⑨10年後防食工事費15,200,000円を計上したが、この費用は、脚注において「(注)平成30年度以降も引き続き事業を継続し、既存の係留施設も引き続き使用可能な場合(状態)にかぎり、メンテナンスとして必要となる経費。」としている。この費用は平成22年度～29年度まで市が直営で維持管理を行う場合の費用試算に脚注があつたとしても計上すべき費用ではなく、市議会議員に誤った判断を誘導させるものであり、違法及び不当であると主張している。

これについて都市整備部は、違法及び不当とは考えていないと述べている。

また、10年後防食工事費 15,200,000 円を試算した理由と根拠について、本事業は平成 29 年度までと区切って事業を進めたものではないことから平成 30 年度以降も引き続き事業を継続し、既存の係留施設も引き続き使用可能な場合には平成 22 年度から平成 29 年度までに防食工事費が必要となることから工事費を計上したと説明している。

(7) 市のホームページにおいて掲載した「海上アクセス事業にかかる経費の試算」について

請求人は、平成 22 年度～29 年度の経費試算の内、「事業実施に伴う経費」⑨10 年後防食工事費 15,200,000 円を計上したが、この費用は、脚注において「(注)平成 30 年度以降も引き続き事業を継続し、既存の係留施設も引き続き使用可能な場合(状態)にかぎり、メンテナンスとして必要な経費。」としている。この費用は平成 22 年度～29 年度まで市が直営で維持管理を行う場合の費用試算に脚注があったとしても計上すべき費用ではなく、市民に誤った判断を誘導させるものであり、違法及び不当であると主張している。

これについて都市整備部は、違法及び不当とは考えていないと述べている。

(8) 市民懇談会において配布し説明した資料について

請求人は、「海上アクセス事業経費の比較(平成 22 年度～29 年度)」内の(「産業建設委員協議会資料(H22.2.26)」、「伊勢市ホームページ資料(H22.2.26)」及び「市民懇談会資料(H22.2.26)」の項目のうち、「市が直営でターミナルの維持管理を行う場合(市民懇談会資料は「維持管理」)」で「A(市民懇談会資料は①)」の「浮棧橋維持修繕費」に 43,720,000 円を計上した費用は「(注)平成 30 年度以降も引き続き事業を継続し、既存の係留施設も引き続き使用可能な場合(状態)にかぎり、メンテナンスとして必要な経費。」としているが、この費用は「注」があったとしても平成 22 年度～29 年度の「浮棧橋維持修繕費」に計上すべき費用ではなく、市民に誤った判断を誘導させるものであり、違法および不当であると主張している。

これについて都市整備部は、違法及び不当とは考えていないと述べている。

また、試算の理由及び根拠については、浮棧橋を使用するには修繕経費が必要であり、平成 29 年度までには維持管理点検は必要であり、本事業は平成 29 年度までと区切って事業を進めたものではないことから、平成 30 年度以降も引き続き事業を継続し、既存の係留施設も引き続き使用可能な場合には平成 22 年度から平成 29 年度に防食工事が必要となると考えたためと説明している。

(9) 法令に違反する費用について

請求人は、「法及び地方財政法」に違反する費用を前提に算出した「虚偽」の費用比較を基に議会及び住民懇談会において費用比較説明を行い、議会の議決を諮ったと主張している。

これについて都市整備部は、そのような認識はないと述べている。

(10) 航路等浚渫工事費について

請求人は、「海上アクセス事業経費の比較(平成22年度～29年度)」内の(「産業建設委員協議会資料(H22.2.26)」、「伊勢市ホームページ資料(H22.2.26)」及び「市民懇談会資料(H22.2.26)」の項目のうちAの「市が直営でターミナルの維持管理を行うと共に事業を行う場合(市民懇談会資料は②の「維持管理+事業」)」で計上した⑩「航路等浚渫工事費」の500,000,000円は地方財政法第27条及び同条の2に違反するものであり、この費用を計上し説明に供したのは違法及び不当と主張している。

宇治山田港旅客ターミナル事業に伴う航路浚渫工事費が、地方財政法第27条の2で規定されている「大規模かつ広域にわたる事業で政令に定めるもの」にあたるか見解を求めたところ都市整備部は、政令で定めるものについては重要港湾での港湾工事であり、宇治山田港湾は地方港湾であることから、それにはあたらないと考えると述べている。

また、地方財政法に対して違法でない理由について、地方財政法第27条及び第27条の2は、都道府県の行う建設工事に対する市町村の負担及び都道府県が市町村に負担させてはならない経費について規定しているものであり、該当しないと考えていると述べるとともに、同法第27条の2について、地方財政法逐条解説で、「本条に規定する都道府県が市町村に全部又は一部を負担させてはならない経費とは、国又は都道府県が実施するもので、かつ、その経費は国と都道府県双方が負担するものであり、さらに道路・砂防・港湾・海岸に限定された土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるものとされている」と述べている。

さらに、「本条の建設事業で政令で定めるものとは、…(中略)港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する重要港湾に係る同条第7項に規定する港湾工事で、…(略)」とされていると説明している。

そして、航路浚渫工事費を計上したのは、ターミナルを活用して事業を行う場合、航路の安全確保は行政の責務であり、本来港湾管理者の三重県が行うものであると考えているが、三重県にその予定がないことから、将来的に航路の安全確保のために伊勢市で浚渫を行わなければならない場合を想定したからであると説明している。

(11) 市民懇談会における説明について

請求人は、市長は市内各中学校区単位における市民懇談会において、「海上アクセス事業費の比較（平成 22 年度～29 年度）」の質問の中で「①の『維持管理』はありえない。②『維持管理+事業』か③の『中止・撤去』のどちらかで考えてください」との主旨の発言をし、「虚偽の事実」の説明を行い参加した市民に判断を誤らせたと主張している。

上記の発言について都市整備部は、①の『維持管理』については、施設管理を行うだけの経費であり、所期の事業目的を達成することが出来ないと考え、ターミナルを活用するには何らかの事業を行う必要があると考えることから②『維持管理+事業』か③『中止・撤去』という発言になったと述べている。

また、虚偽の事実でないとする根拠として②『維持管理+事業』の経費には幅があると考えますが、選択は②『維持管理+事業』か③『中止・撤去』と考えたと説明している。

(12) 平成 22 年 6 月市議会定例会における質疑の回答について

請求人は、議会に対して、平成 22 年 6 月市議会定例会の中川幸久議員の質疑に答え「4 月に開催した市民懇談会においても、概ね撤去という考え方に対して市民の意見が多く、市民の皆さんの同意を得られたと考えているから撤去の方針を示させていただいたところでございます」との回答を行い、市民懇談会での「虚偽」の説明をして得た結果の報告をもって議会の判断を誤らせたと主張している。

これについて都市整備部は、そのような認識はないと述べている。なお、同意が得られたとの発言の根拠については市民懇談会の各会場でターミナル施設について、賛否を取ったものではありませんが、どうすべきかの意見を発言いただいたものを事務局で分類したところ、撤去に賛成という意見が 47 名（58%）、もう少し時間をかけて検討すべきが 9 名（11%）、撤去に反対が 25 名（31%）となったと説明している。

(13) 地方交付税の損失について

請求人は、市が「宇治山田港旅客ターミナル建設」において国から合併特例債の認可を受け、平成 22 年度～29 年度の間、地方交付税で 442,883,000 円収入の見込であるが、撤去することと「宇治山田港旅客ターミナル条例」の廃止で交付税が受けられなくなり市に損失を与えると主張している。

これについて情報戦略局は、指摘の件に関しては、合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置と位置付けられた合併特例債を活用し、市町村建設計画に基づいて、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るため、「宇治山田港旅客ターミナル」建設事業に着手したものである。

この施設については、当初、中部国際空港とのアクセス事業としていたが、

頓挫し、その後、その他の利活用を図るべく、種々検討を重ねたが、これと言った妙案もなく、近年の国・地方を取り巻く経済状況から冷静に判断をすれば、いたずらに施設を保持し維持管理の支出を続けるのではなく、施設の廃止を選択せざるを得ないとの判断から苦渋の決断をしたところであり、併せて未償還額の繰上償還を行うことで、後年度に生ずる利子負担の軽減を図ったものである。

そもそも、合併特例債は補助金交付金等の類ではなく、いわゆる借金であり、地方債における通知等では、「合併特例債における財政措置として、元利償還金の70%に相当する額を、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する」とされているが、これは、建設した施設が事業計画に掲げた目的のため利用されている場合に限られるものである。

一方、普通交付税における通知等では、繰上償還に係る取扱いに関し、施設の早期取壊しについては、「当初は適正に存在したが同意等の理由が途中から存在しなくなったこと等に伴い繰上償還を行う場合、同意等の理由が失われた部分については、同意等の理由が失われた時点まで算入するが、以降の算入は行わない。この場合、同意等の理由が失われた時点の属する年度の4月1日を起算日とした日割計算により算入すること。」とされている。

なお、施設現物の存在が財政措置の条件ではなく、施設条例が廃止された時点で財政措置は打ち切られることとなるものである。

これらのことから、施設の廃止に伴い、結果として、合併特例としての財政措置である普通交付税への算入が打ち切られることとなったものであり、請求者が言う所の「交付税措置を継続させるため施設を存続させる」との主張は受入れられないと判断すると述べている。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、情報戦略局及び都市整備部の説明を総合して、以下判断について述べる。

(1) ターミナル施設撤去費用の議決に至る過程で裁量権の逸脱や濫用があるか否かについて

請求人は、ターミナル施設撤去費用の議決に至る過程で、市が㊸平成22年2月12日に開催された伊勢市議会産業建設委員協議会の委員に配布した資料、㊹同年3月1日に議会に配布した資料、㊺市のホームページに掲載した資料（いずれも表題は「宇治山田港旅客ターミナル施設について」）、及び㊻市民懇談会で配布した資料（表題は「海上アクセス事業にかかる経費の試算と課題」）（以下「経費の試算資料」という。）において、不要な費用を計上し、議会や市民懇談会などでの質疑・答弁においても「虚偽」の内容を含み、議会や市民を誤った判断に誘導し、ターミナル施設撤去を決定したことは、違法及び不当であると主張しているため、これについて判断する。

なお、不要な費用とは具体的には、平成 22 年度から平成 29 年度までに必要な経費として算入された浮棧橋の防食工事費 15,200,000 円及び航路浚渫費 500,000,000 円であり、また、虚偽とは具体的には市民懇談会において経費の比較として①維持管理、②維持管理+事業、③中止・撤去の 3 案を示しながら、①の選択肢はありえないと説明したこと、また、上記のような虚偽の説明により得た市民の意見を集約した結果をもって議会に報告したとの 2 点である。

ア 浮棧橋の防食工事費について

浮棧橋は、平成 20 年 3 月に設置工事が完了した際に、腐食予防として 10 年間有効の防食処理を施している。浮棧橋は、旅客が安全に乗降するための施設であり、その管理には細心の注意が払われてしかるべき施設である。設置当初の防食工事による効果は、平成 29 年度まで期待されるものであるが、気候条件や使用条件等でその有効期間が異なることとなることは当然考えられ、平成 29 年度に防食工事を施工しなければならないか否かは現時点では判断しがたい。しかしながら、その効果の期間を 10 年として設計施工したものについて、効果の期待できる期間経過後も継続使用する場合、期限が到来する以前に再度防食のための措置を講じることを計画することは当然であって、そこに不合理な点は見受けられない。

請求人は、防食工事は平成 30 年度以降も事業を継続する場合であっても平成 29 年度までの経費に算入すべきでないとして主張するが、上記のとおり理由で請求人の主張を認めることはできない。

ところで、平成 22 年 2 月 12 日の産業建設委員協議会での指摘に基づき、それより後の経費の試算資料では、A 案と A' 案及び①維持管理案と②維持管理+事業案にも施設撤去のための費用 81,100,000 円を算入している。

この経費の比較においては、施設の存続と撤去との対比で経費を比較したものであるから、存続のための経費の中に撤去費用を算入したのは妥当とはいえない。

しかしながら、平成 22 年 2 月 12 日の産業建設委員協議会の経費の試算資料では当該費用を算入していないこと、同協議会の指摘を受けて計上したことを考慮すれば、市が誤った判断を誘導する意図をもっていたとまではいえない。

イ 航路の浚渫費について

請求人は、航路の浚渫は本来県の事業であり、県が負担すべき浚渫費用を経費に算入したのは地方財政法第 27 条及び同条の 2 に違反すると主張している。

(ア) 地方財政法第 27 条及び同条の 2 に違反するか否か

地方財政法第 27 条第 1 項は、「都道府県が行う土木その他の建設事業(高等学校の施設の建設事業を除く。)でその区域内の市町村を利するものにつ

いては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。」と定めている。また、同法第 27 条の 2 は、「都道府県は、国又は都道府県が実施し、国及び都道府県がその経費を負担する道路、河川、砂防、港湾及び海岸に係る土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるものに要する経費で都道府県が負担すべきものとされているものの全部又は一部を市町村に負担させてはならない。」と定めている。

同法第 27 条が規律するのは、都道府県が市町村に対し経費を「負担させる」、即ち分担金の支払義務を課し、これを徴収することであるから（新版地方財政法逐条解説 224 頁）、市が義務を課せられることなく、自主的に行う事業に関わる支出について同条の適用を論ずることはできない。

また、同法第 27 条の 2 についても同様である。

しかしながら、同法第 28 条の 2 で地方公共団体相互間の経費の負担関係を定めているので、以下同条に違反するか否かについて判断する。

(イ) 地方財政法第 28 条の 2 に違反するか否か

地方財政法第 28 条の 2 は「地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない。」と定めている。その中で「法令の規定に基づき」とあるのは、同法第 9 条で、地方公共団体の事務を行うために要する経費は、当該地方公共団体が全額これを負担すると定めていることや、個別の法令で負担区分を定めていることを指している。

平成 9 年度から平成 13 年度にかけて県が実施した航路浚渫工事から約 10 年が経過し、市は伊勢湾漁業協同組合からの要望もあり、県に対して航行する漁船の安全性確保の観点から宇治山田港の航路浚渫を繰り返し要望していたが、実現には至っていない。

中部国際空港への海上アクセス事業に関しては、県は津ルートと松阪ルートの 2 航路については支援するものの、その他の航路は一切支援しないと明言していたこと、また、市の担当課は、担当者レベルで県に対して浚渫の依頼を行っていたが、交渉の記録から判断すると、市が航路の浚渫を正式に依頼したとしても、その実現は困難であるものと思われた。

これらのことから、市が海上アクセス事業を継続し、そのために必要となる航路の浚渫に関しては、県の事業を頼らずその費用の負担を市が行わざるを得ないと考えるに至ったことは不合理であるとはいえない。

問題は、浚渫費用を市が負担することについて、地方財政法第 28 条の 2 に規定する「地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすよ

うなこと」にあたるか否かである。

この条文に関して、県主体の事業の事業費の一部を村が負担したことについて係争した裁判例があり、「評価的要素を有する文言が用いられていることに照らしても、法令の規定と異なる地方公共団体が経費を負担する結果となる行為全てを一律に禁じるものではなく、法令の規定と異なる地方公共団体が経費を負担する結果となるような行為は原則として負担区分をみだすものとして禁じるが、実質的にみて地方財政の健全性を害するおそれのないものは、例外的に許容していると解するのが相当である。」

(平成 17 年 2 月 9 日東京高裁平成 16 年(行コ)第 133 号) とし、

- a α 整備事業（本件事業）が地方財政法第 9 条本文以外の個別の法令により経費の負担区分が明示されている事務ではないこと。
- b 県・村間の合意がされ、公金支出は村が自発的にかつ任意に県に対して行う寄附であること。
- c 公金支出は本件事業の計画当初は村が事業用地を取得した上で、村条例に基づき県に無償で貸すことで合意していたが、売主の税負担に配慮して県が取得し、その費用の一部に相当する額を村が県に支払う方法をとった経緯によるものであり、土地の取得費用以外の事業経費を負担しないこと。
- d 公金支出は、用地取得費及び取得事務費相当額から、用地取得に要した経費に地域総合整備事業債を充当することによって、県が国から交付を受けることとなる地方交付税交付金の算定の基礎となる基準財政需要額に算入される金額を減じた額としており、県が不当に地方交付税の交付を受けることにはつながらないこと。
- e 村が本件事業に事業地として選択されたことが不合理である事情は見当たらず、事業用地取得費を村が負担することが、事業の適正な遂行に悪影響を及ぼすおそれを具体的に想定しがたいこと。

を総合し、村による公金支出は、地方財政法第 9 条本文の定める経費の負担区分とは異なる経費負担ではあるものの、実質的にみて地方財政の健全性を害するおそれがなく地方財政法第 28 条の 2 に違反しないと判示されている。

そこで本件をみるに、県が主体で実施する事業の費用の一部を市が負担しようとするものではないが、仮にそうであるとしても、

- a 本件事業(浚渫)は、港湾法第 42 条に費用の負担についての条文があるものの、重要港湾もしくは避難港に限定されたものであり、地方財政法第 9 条本文以外の個別の法令により経費の負担区分が明示された事務でないこと。
- b 浚渫は、海上アクセス事業を遂行するために必要な範囲で市が自主的かつ任意に行うものであること。

c 海上アクセス事業は市が任意に始めた事業であり、市が航路浚渫の費用を負担することが県の港湾管理の適正な遂行に悪影響を及ぼすおそれを具体的に想定しがたいこと。

等から実質的にみて、地方財政の健全性を害するおそれがなく、地方財政法第 28 条の 2 に違反しないものといえる。

また、市が主体として実施する事業であれば、市がその費用を負担することについて問題となるところはない。

ウ 市民懇談会での説明について

市が市民懇談会において参加者に配布した資料の中の経費比較表の 3 案中①維持管理案はありえず、利用するための何らかの事業を行うか撤去するか②に絞って説明したことについて、請求人はこれを虚偽であると主張する。

しかしながら、当該地は港湾法上の「臨港地区」（同法第 38 条）でその分区の指定は、「特殊物資港区」（同法第 39 条）であるため、同法第 40 条の分区の規定に基づき港湾管理者である県の条例の規制を受けている。

県の条例によれば、当該地では①港湾施設、②海上運送業、倉庫業、道路運送業などの知事が指定する事業を行うものの事務所、③地方運輸局、海上保安部などの知事が指定する官公署の事務所以外の構築物は禁止されている。上記①～③の施設は、いずれも港湾に必須のもの、施設があることで港湾の機能がより向上するもの、港湾の環境整備に資するもの等であり、旅客施設以外のものとして利用することや利用の目途もないまま維持のみすることは現実的に不可能に近いことは明らかである。

①維持管理案を表に加えたのは、単なる維持管理のための費用としてどの程度必要となるかについて、周知して欲しいとの意向や事業継続案や撤去案との経費額の比較が容易にできるようにという配慮がなされた結果であると考えられることも何ら不自然ではないことから、請求人の主張するような説明があったとしても、そのことをもって虚偽であるとまでいえない。

そして、請求人は、誤った説明をして得た市民懇談会の結果を議会で報告し、これにより議会の判断を誤らせたというが、市民懇談会を開催した結果、508 名の参加者中、撤去に賛成の意思表示をした市民が 47 名で、もう少し時間をかけて検討すべきという市民が 9 名、撤去に反対し有効活用を図るべきという市民が 25 名で、発言されずに拍手をした市民が同調者であると報告しているが、このことをもって市民の大方の意見が撤去に賛成であるとするには疑念がのこる。

しかしながら、議会が判断するに当たって、民意を考慮することは重要であるが、市民の代表である議会がその本来の権限に基づいて議決をするのが責務であり、時には住民の意向に反した議決をすることもあるのであ

て、上記のような報告により議会が誤った議決をしたと認めるに足りる証拠もない。

このことから請求人が主張している、議会や市民へ配布した資料をもって議会や市民を誤った方向の結論に誘導したとはいえないと判断できる。

よって、検討した結果、宇治山田港旅客ターミナル撤去議決に至る過程で公表された資料は、内容にいささかの疑念はのこるものの、虚偽の内容があるとまではいえないし、かつ、違法性のある内容ともいえないので、法や地方財政法を踏まえて検討すると合理性がないとはいえないと判断する。

したがって、市長が、撤去という判断に至ったことについては、その過程において著しく不合理な点は見出せず、裁量権の逸脱や濫用があったとは認められない。

(2) ターミナル施設の撤去は、市の財産管理又は処分において地方財政法第8条に違反し、違法及び不当であるか否かについて

請求人は、18,070,000円の修繕費をかければ国土交通省令の安全性基準に適合させ使用することができるのに、この修繕を行うことなく施設を一度も使用せずに、今年度中に88,175,000円(予算ベース)の多額な費用をかけてこの施設を撤去することは、市の財産管理又は処分に違法があり、不当であると主張しているので、これについて判断する。

地方財政法第8条は、地方財政の健全性確保の見地から、地方公共団体の財産管理、運用を規定したものである。「良好な状態においてこれを管理」ということは、善良なる管理者の注意を持って管理すべきことを命じたものであり、「その所有の目的に応じて最も効率的に」運用することは、その財産の用途に適応して最も効果のあるごとく運用すべきことを命じたものである。

同条は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき基本的指針を定めたもので、これらの規定の定める基準は、いずれも一義的に定めることができるものではなく、かかる基本的指針に適合しているか否かは、当該地方公共団体の総合的、政策的見地から判断されるべき事項であり、当該地方公共団体が処理すべき事務との関連で、社会的、政策的又は経済的見地から、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられたものと解することができる。長の判断が著しく合理性を欠き、長に委ねられた広範な裁量権を逸脱若しくは濫用するものと認められる場合は上記の規定違反の違法性が肯定され、不適切な裁量権の行使があった場合はその行為の不当性が肯定されると解すべきである。

また、地方公共団体が一定の内容について政策・施策・事業を決定し、それを継続的に遂行していた場合であっても、その政策・施策・事業が社会情勢の変化等に伴って変更されることがあり、地方公共団体は、過去の決定や継続してきた施策に拘束されることはなく、議会等の手続きを経てこれを変

更または廃止をすることができるものである。

ところで、市がターミナル施設の撤去を決定した理由は次のとおりである。

ア 運航事業者が撤退を表明してから、新たな運航事業者を探したが、市の負担のない形で運航する事業者を見つけることができなかつたこと。

イ その他の有効活用について検討を重ねたが、現実的に事業として可能なものはなかつたこと。

ウ ターミナル施設は港湾法上、旅客施設として築造していることから、本来の旅客施設としての機能を持たないまま放置することは許されないこと。

エ ターミナル施設以外の利活用をするには、港湾法等による土地利用の変更手続が必要となり、数年を要すること。

オ 課題が多い中、施設の規模、能力に適應しない事業を始めることはさらなる財政負担を重ねる可能性が懸念されること。

カ 土地の使用目的は「伊勢湾海上アクセス推進事業」にかかる施設を整備し使用するものとして借りており、海上アクセス事業を中止した場合は、当初の目的と異なること。

以下これらについて検討する。

ア、イについては、平成 20 年 5 月代替運航業者を開拓するため企業訪問を実施したが、実現には至らなかつた。

ウ、エ及びオについては、旅客施設として利用すべきとの声はあるものの、採算面を考慮した現実的、具体的な提案はいずれからもなされていない。

また、木造船「みずき」の旅客施設として利用できるのではないかとの声もあるが、その利用実績（ピーク時の平成 17 年度チャーター便 1,366 人、定期便 270 人、その他 155 人、平成 22 年度上半期チャーター便 430 人、定期便 72 人、その他 0 人）をみれば、施設を維持管理するコスト（市の試算で浮棧橋の修繕費およそ 26,000,000 円（一時費用）の他、年間の維持費 21,000,000 円程度）に見合うものであるとは到底考えられず、却って、地方財政法第 8 条に規定する「財産は（中略）その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない。」との主旨にそぐわないものとなるおそれも考えられるところである。

旅客施設以外の他の用途に転用することも考えられなくもないが、（1）ウで述べたように転用用途は自ずから限定されている。また、特殊物資港区からマリーナ港区等商業施設の設置が可能な分区に変更し、利用することも考えられるが、それには宇治山田港全体の整備方針をまとめ、県の港湾審議会を経てその決定を得る必要があり、数年を要する。仮りに変更できたとしても事業として実現可能で具体的な構想があるわけではない。

一方で、浮棧橋の占用許可期間の延長申請には、安全性を確保するための修繕が不可欠となっていた事情もあり、早急に方針決定をする必要に迫られていたことから撤去を決断するに至ったことに不合理な点は見受けられない。

カについては、土地の賃貸借契約は当事者同士が対等の立場で合意するものであるから、土地の使用の用途を変更することを新たに合意すればよく、土地の所有者がこれを拒んでいるということならともかく、この点を撤去の理由として挙げることは適切ではないものと考えられる。

以上を総合すると、海上アクセス事業については運航事業者が見つからず、今日の景気の動向をみれば、今後においても事業者を見つけることは困難であることが予想でき、仮に見つかったとしても、運航事業者に対して相当の市費を補助しなければならないことが考えられることや、有効な他の利活用の事業を立案できないこと、現状のままターミナル施設を存置しておくことは、法的に問題の生じるおそれがあるほか、維持管理費用を要することも考え合わせれば、法や地方財政法の規定から要求される経済的な合理性があるとは認められない。

さらに撤去については、「伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決を得ておりかつ条例の廃止が議決されていることから違法及び不当ではない。

また、請求人は、ターミナル施設存続の努力をしていないと主張している。

市長は、就任後の記者会見で中部国際空港への航路の中止を表明し、ターミナル施設の存続については、できる限り市民の負担を少なくすることや、財政的側面により、経費の試算資料を作成し、議会や市民懇談会にて配布や説明を行っている。その他には、存続のための努力をしたことを裏付ける資料は見受けられなかった。

しかし、ターミナル施設の存続をすべきかどうかは、当該地方公共団体の総合的、政策的見地から判断されるべき事項であり、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられたものと解することができることから、存続への検討がなかったとしても、そのことで長として職務を怠ったことにはならない。

以上総合して、市長がターミナル施設の撤去を決定したことについては、市長の判断が著しく合理性を欠き裁量権を逸脱若しくは濫用するものとはいえないのであるから、市の財産管理又は処分において、地方財政法第8条に違反し、違法及び不当であるとはいえない。

4 結論

以上の判断により、ターミナル施設撤去費用としての公金の支出差し止めを求める請求人の主張には理由がない。

(意見)

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、多額の費用を投じる事業方針の決定及び転換をしようとするにあたっては、市民に対しての情報発信のあり方、伊勢市まちづくり市民会議など市民組織の活用等、市民との合意形成のあり方について更なる検討を望むものである。